

## 議第34号

**滋賀県立むれやま荘の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案**

上記の議案を提出する。

令和7年2月14日

滋賀県知事 三日月 大 造

---

**滋賀県立むれやま荘の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例**

滋賀県立むれやま荘の設置および管理に関する条例（昭和59年滋賀県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第4条第1項中「（第2条第2号の業務に係る利用をしようとする者を除く。）」を削る。

第5条第1項中「および診療所を利用しようとする者」を削る。

別表診療所の項を削る。

**付 則**

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 滋賀県使用料および手数料条例（昭和24年滋賀県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第48号中「、むれやま荘」を削る。

別表第2中「、むれやま荘」を削り、同表第4項中「およびむれやま荘」を削る。